

特許審査の現状と今後の在り方

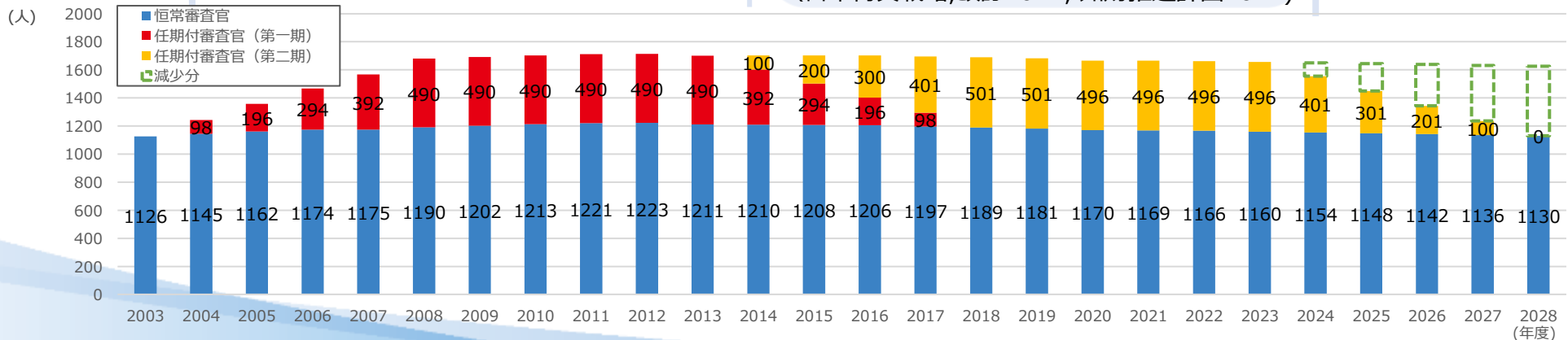
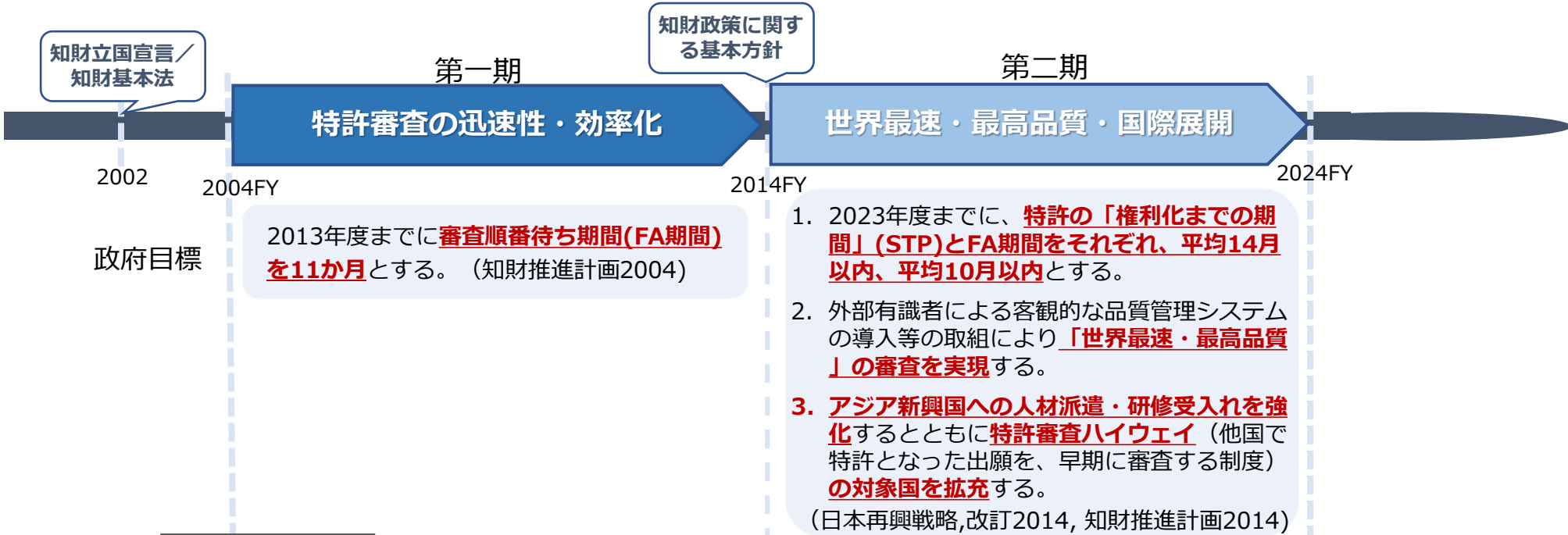
産業構造審議会 第18回知的財産分科会

令和5年3月2日



政府目標と審査体制の推移、特許審査の取組

◆ 2004年以降、10年単位で定められた政府目標の達成に向けて、任期付審査官（約500名）等により体制を強化しつつ、特許審査の取組を着実に進めてきた。



審査業務の効率化や柔軟性向上に向けたこれまでの取組について

(1) システムによる審査業務の効率化

- 分類付与、先行技術調査の一部にシステムを活用し、迅速化や質の向上に貢献。

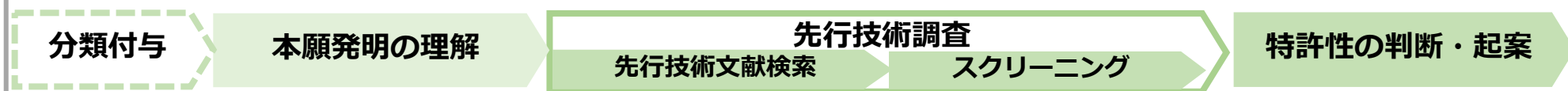
(2) 民間能力の活用による審査業務の効率化

- 登録調査機関を利用することで、本願理解・先行技術調査を行う時間を短縮し、迅速化に貢献。

(3) 働き方改革を通じた組織の柔軟性向上

- コロナ禍を契機として、審査官のテレワークを推進。また、財政健全化を進めるべく、本庁舎以外のオフィスに分散化していた特許庁職員が本庁舎で勤務できるよう、庁舎改修のタイミングに併せて座席のフリーアドレス化も推進。これらの取組を通じて多様な働き方を実現するとともに、安定して特許審査を行うことができる柔軟な審査体制を整備。

参考：特許審査官の業務の流れ



世界最速・最高品質の特許審査に向けた進捗状況

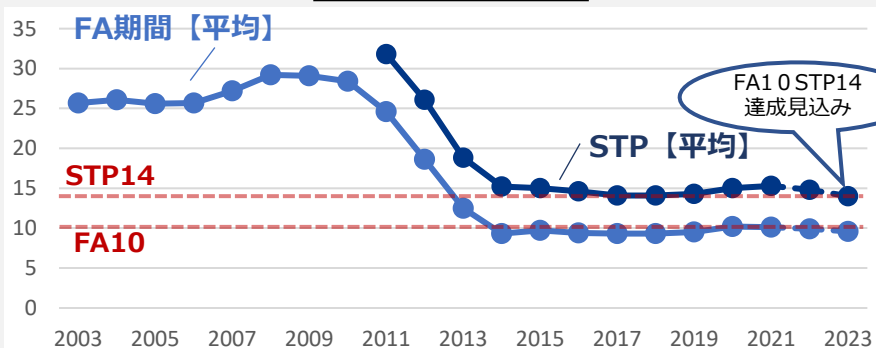
政府目標

- 2023年度までに、特許の「権利化までの期間」(STP)とFA期間をそれぞれ、平均14月以内、平均10月以内とする。
- 外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。

(日本再興戦略,改訂2014, 知財推進計画2014)

2023年度までに、「権利化までの期間」(STP)とFA期間はそれぞれ、平均14月以内、平均10月以内となり、「世界最速・最高品質」の審査を実現する見込み。

FA期間、STPの動向



5大特許庁における一次審査期間と権利化までの期間(2021年)

	FA期間 一次審査通知までの期間	STP 権利化までの期間
日本	10.1か月	15.3か月
米国	16.9か月	23.3か月
欧州	4.8か月	23.0か月
中国	12.5か月	18.5か月
韓国	12.2か月	16.0か月

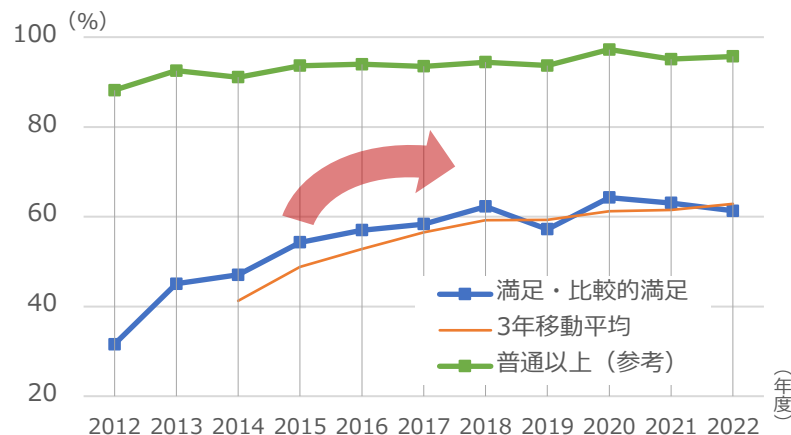
世界最速

※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。

(資料) 米国: PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT 2021

欧州、中国、韓国: IP5 Statistic Report 2021

国内出願における特許審査全般の質



- ユーザー評価調査における特許審査全般に対する上位評価(満足・比較的満足)の割合は**大幅に上昇**。
- 国際的な知財雑誌によるベンチマーク調査では、5大特許庁における日本の特許の質の**上位評価の割合の高さは2位、下位評価の割合の低さは1位**※。

※IAM Special Report Q4 2021, "IP5 Insights"において、上位評価は"Good"以上の割合。下位評価は"Poor"の割合。

国際展開に関する取組の進捗状況

政府目標

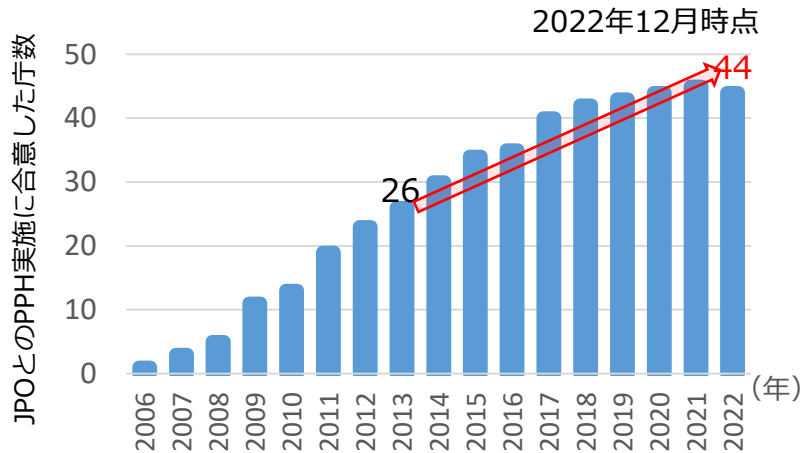
3. アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充する。

(日本再興戦略,改訂2014)

◆ 特許審査ハイウェイ (PPH)

PPHとは、先行審査庁である第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、後続審査庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようになる枠組み。
海外での迅速な権利取得を支援。

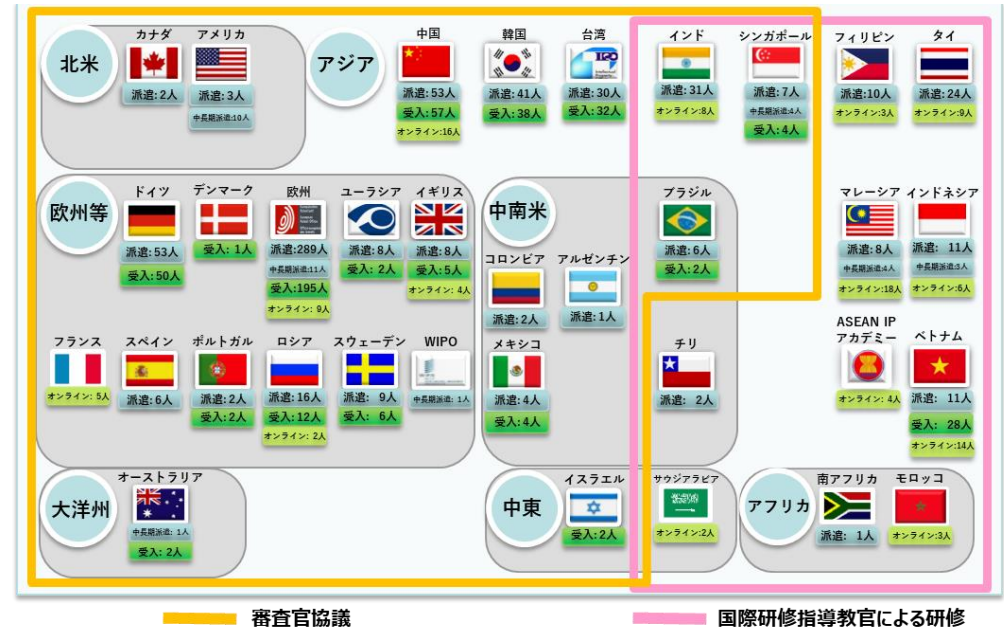
- 2022年12月時点で延べ**44庁**と実施
(日本国籍の出願人による外国出願件数のうち、PPH実施庁へ出願された件数の割合は**約97%**)



◆ 国際審査協力

海外特許庁と相互に特許審査官を派遣し、審査実務の調和の推進、日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより、我が国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援。

2022年12月までに延べ**34**か国の知財庁等と実施

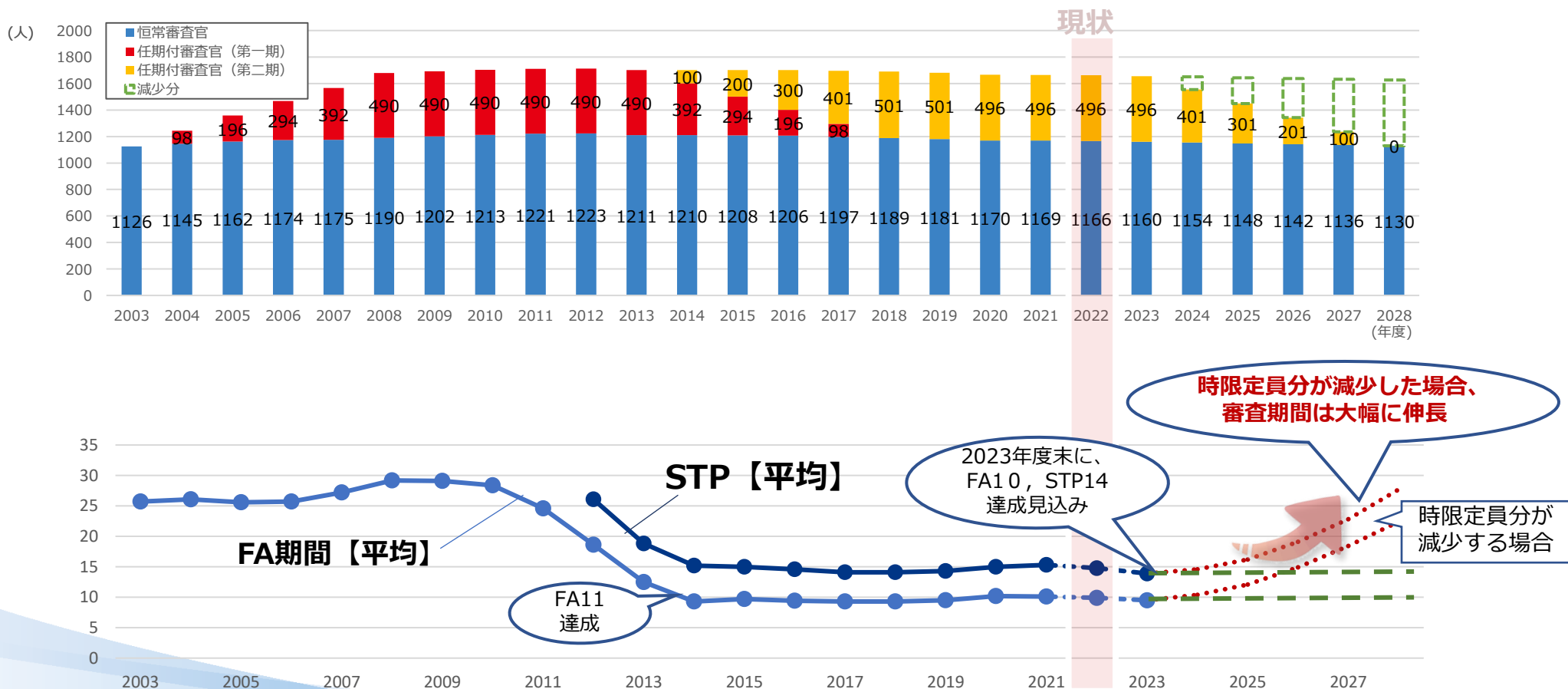


審査官協賛

国際研修指導教官による研修

今後の特許審査に向けた審査官数に関する課題

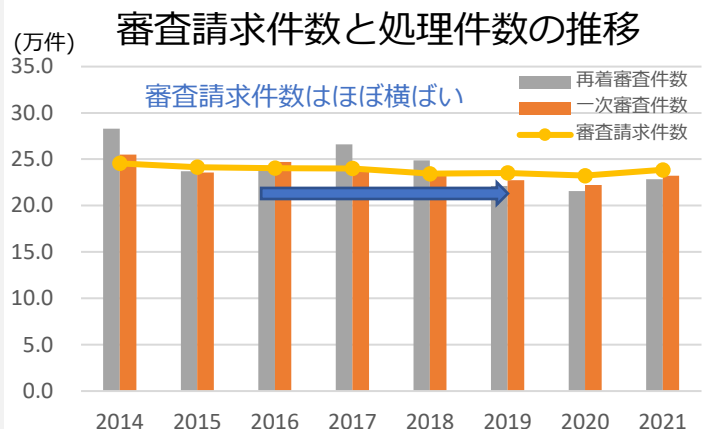
- 2022年度の体制は、恒常定員1166名、任期付定員496名の計1662名であり、一人当たりの審査処理件数は欧米の2.5倍以上。
- 2024年度以降、任期付審査官の定員の時限が到来（以降、約100名ずつ減少し、2028年度には約3割減）。**



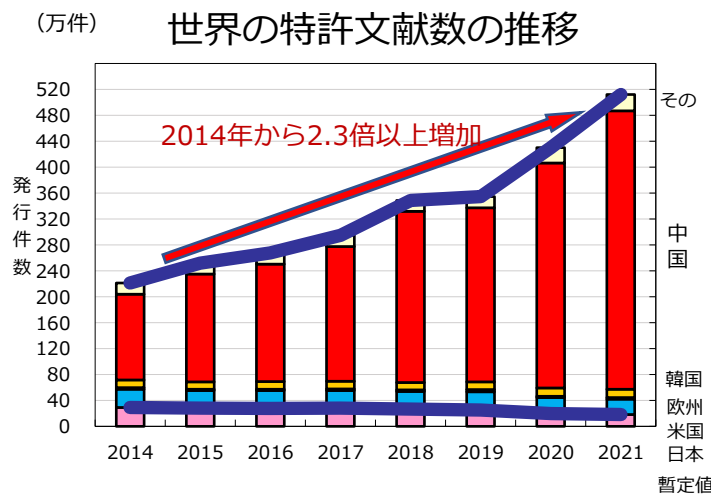
今後の特許審査において考慮すべき状況変化①

- 2014年以降、審査請求件数はほぼ横ばい、PCT国際出願件数は増加傾向。
- 外国特許文献の増加や請求項数の増加により、1件当たりの審査の業務量は年々増加。

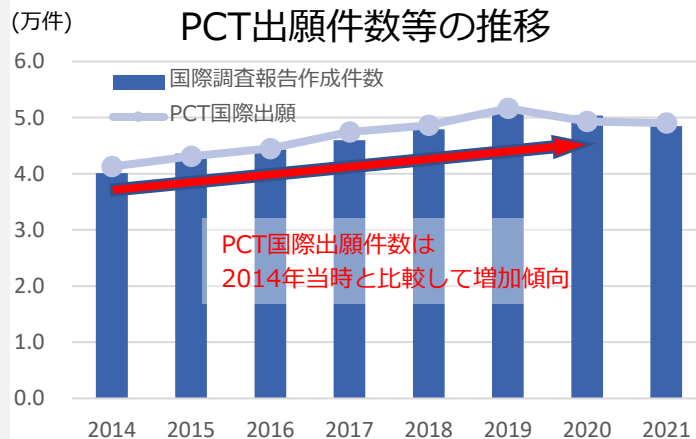
審査業務負担は量・質ともに大きく増加



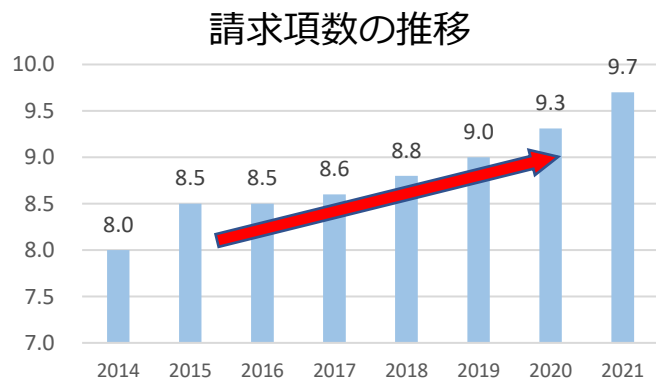
※特許庁 特許行政年次報告書2022年版,2016年版を基に作成



その
中国
韓国
欧州
米国
日本
暫定値



※特許庁 特許行政年次報告書2022年版,2016年版を基に作成



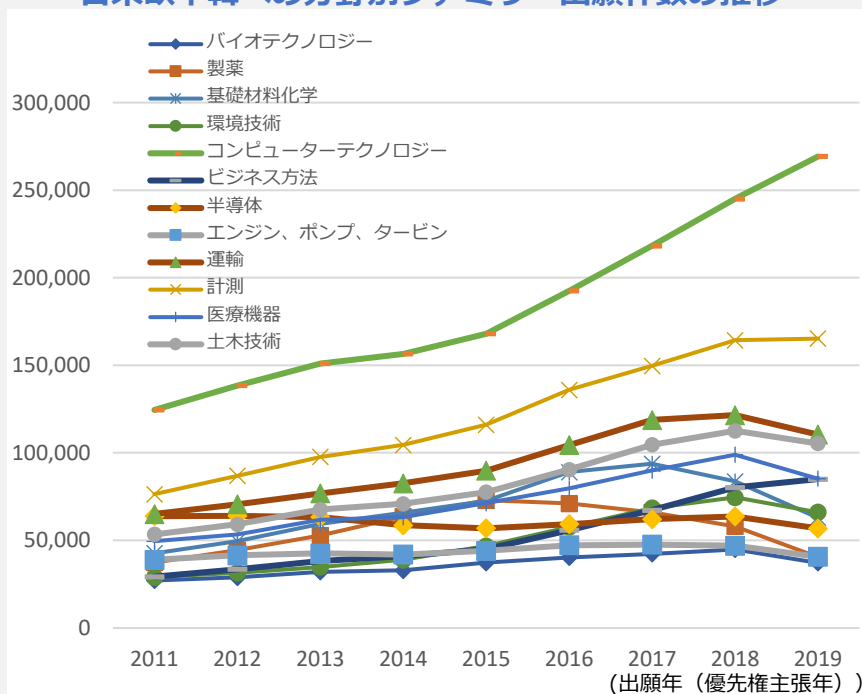
今後の特許審査において考慮すべき状況変化②

- 研究開発動向に応じて、**分野毎の出願件数は時代によって大きく変化。**
- AIやIoTのように、複数の技術分野に応用される**融合技術も増加。**
- 令和5年度以降の10年間で官民150兆円のGX投資（年換算では、2020年度の日本の科学技術研究費※の約80%）が予定されており、**GX関連出願の増加も予測される。**

※約19兆円：（出典）総務省統計局「統計でみる日本の科学技術研究」

単一の技術分野に特化した審査官のみでは不十分であり、審査のスピード・質を担保するためには、各審査官が複数の技術分野に習熟していくことが不可欠。

日米欧中韓への分野別ファミリー出願件数の推移



AI関連発明の出願件数



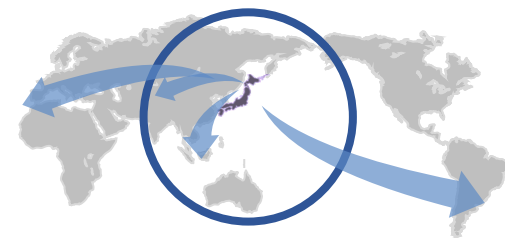
AIを各技術分野に適用した発明が増加

今後の特許審査において考慮すべき状況変化③

- PPH※1締約国は増加しているものの、**PPH利用における件数や分野に制限がある国が存在。**
- 2023年1月時点、日本企業が多く進出している**インドとのPPHは未更新。**

※1 特許審査ハイウェイ

我が国初のイノベーションの他国での権利化を推進するためには、PPHの実効性を向上させる取組や枠組み（国際審査協力等を含む）をさらに展開することが必要。



- 2050年カーボンニュートラルが宣言されて以降、GX※2を重点投資分野の1つとして位置づけ、GX実行会議を開催するなど、日本政府として、GXを実現するための取組を推し進めてきたところ。
- 特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、GX技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、**GX技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。**

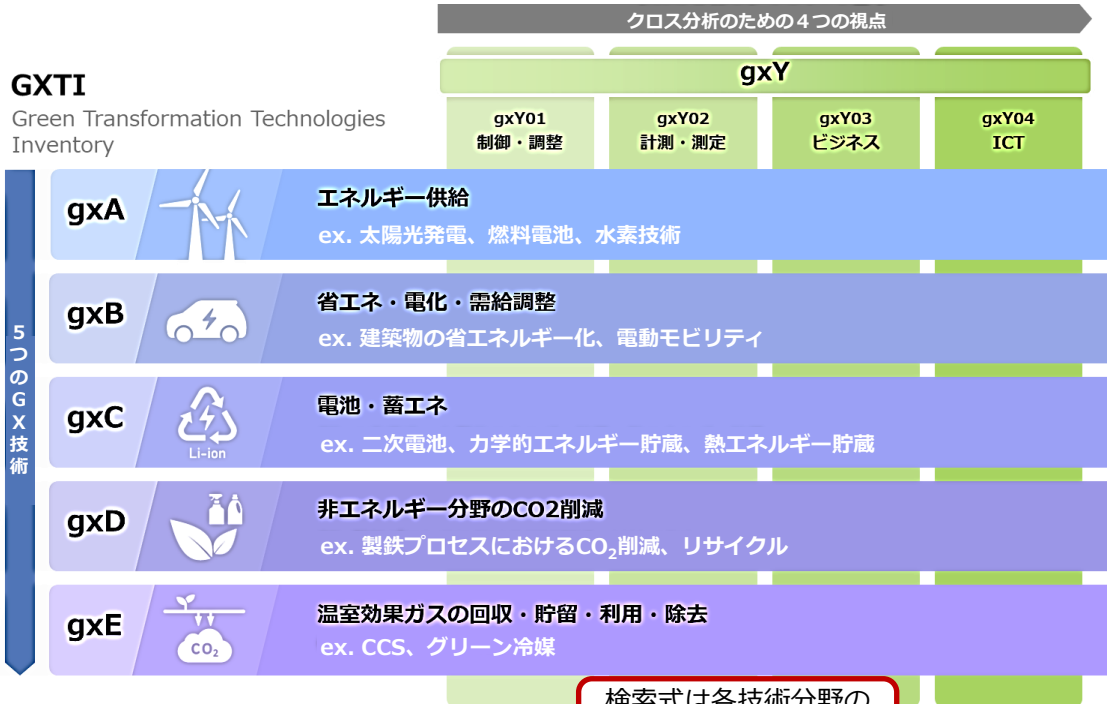
※2 グリーントランスフォーメーション

GX技術等の注目技術について世界中の技術動向を把握し、我が国企業が技術優位性をグローバルにアピールできるようにするためには、世界に通用する技術区分表を策定し、技術を俯瞰可能とすることが肝要。そのためには、最新技術の知見を有する審査官による技術区分表の策定・更新と普及が不可欠。

【参考】GXTI とその活用

- **GXTI: 5つの技術区分**と横断的な**4つの視点**によりGXに関する技術を俯瞰可能な技術区分表。
- GXTIを用いた特許分析により、**GXに関する技術情報の俯瞰や、各企業におけるGXに関する取組及び事業への気候変動の影響等を客観的に示すことが可能に。**

事業戦略や特許戦略の立案・投資家等へのアピールに役立てることで我が国企業の活性化に。



検索式は各技術分野の
担当審査官が作成

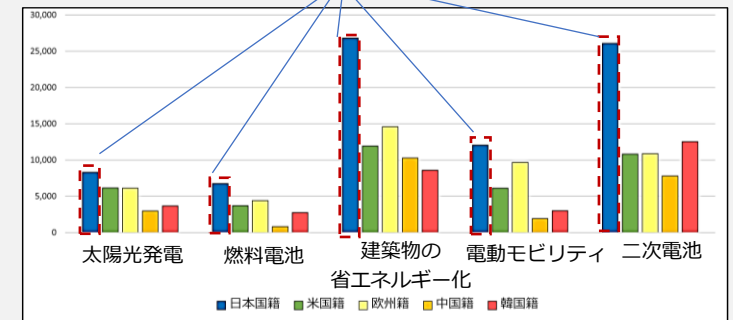
(例) 太陽光発電の制御・調整

[H01L(31/04+51/42)/ip+H02S/ip+H02J7/35/ip]*G05/ip
gxA01a (太陽光発電) gxY01 (制御・調整)

GXTIを用いた各国特許出願動向の マクロ調査結果 (2023年1月30日付け中間報告)

主要なGX技術区分における 国際展開発明件数※(2010-2021)

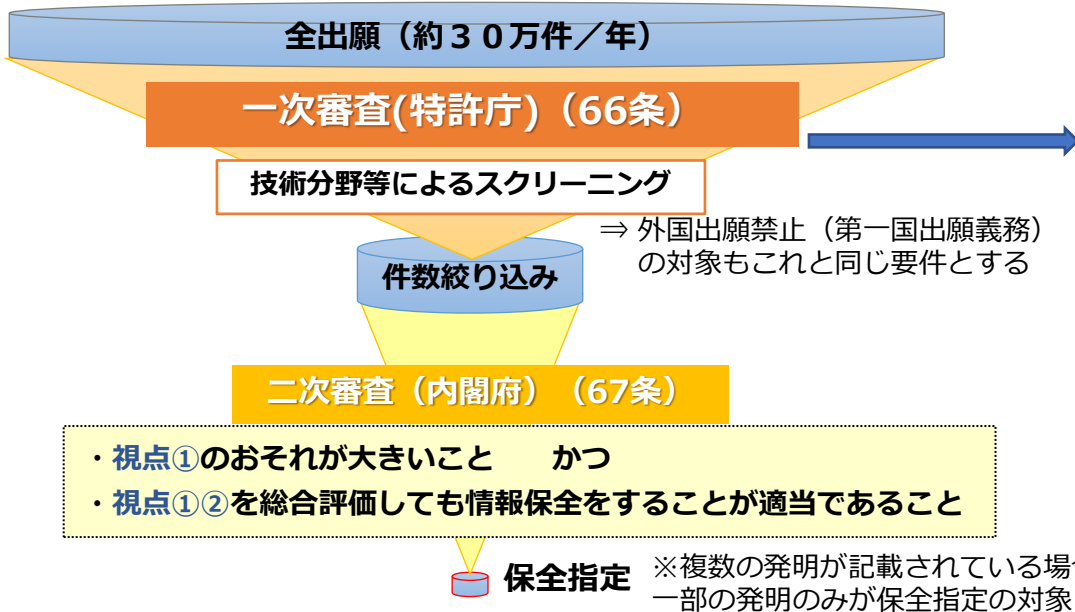
日本国籍の出願人が最も多い
= 日本企業の強み



※複数の国・地域へ出願された発明の数

今後の特許審査において考慮すべき状況変化④

- 経済安全保障推進法の施行により、令和6年春頃には特許出願の非公開制度が導入される予定。
- 特許出願の非公開制度の導入に伴い、特許審査官が担う業務として、一次審査に関する業務をはじめ、新たな業務が発生。



特許審査官が担う業務

- **一次審査 (66条) に関する業務**
 - 特許出願に対する特定技術分野に関する分類の付与・確認業務
 - 技術の水準、特徴、公開の状況に照らし、保全審査に付する必要があることが明らかであるか否かの判断業務

その他に、外国出願禁止事前確認申請 (79条4項) に対する対応業務、実用新案に関する判断 (82条5項)、2次審査中における内閣府の求めに応じた資料提供 (67条3項) に関する業務も発生

対象発明を選定する視点 (一次審査・二次審査に共通)

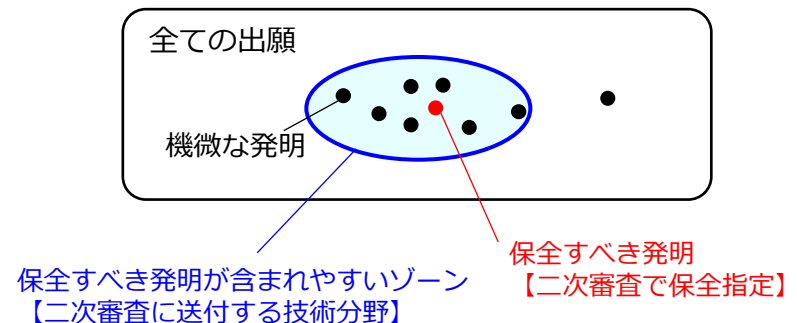
視点①：技術の機微性

- 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ (例えば、核兵器を含む大量破壊兵器につながる技術など)

視点②：経済活動・イノベーションへの影響

- 非公開とし、発明の実施や外国出願を制限することで、産業の発達にどの程度の影響 (支障) を及ぼすか

イメージ図

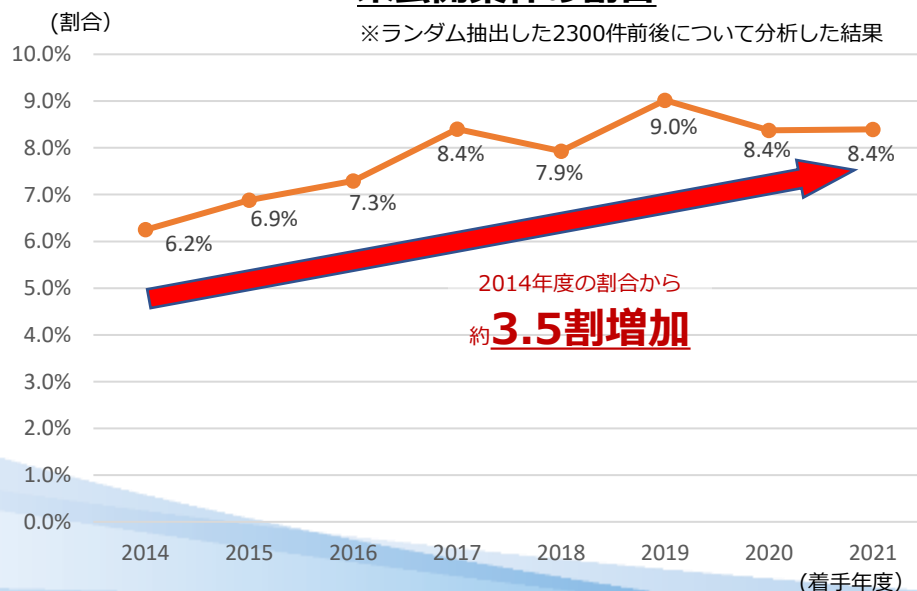


今後の特許審査において考慮すべき状況変化⑤

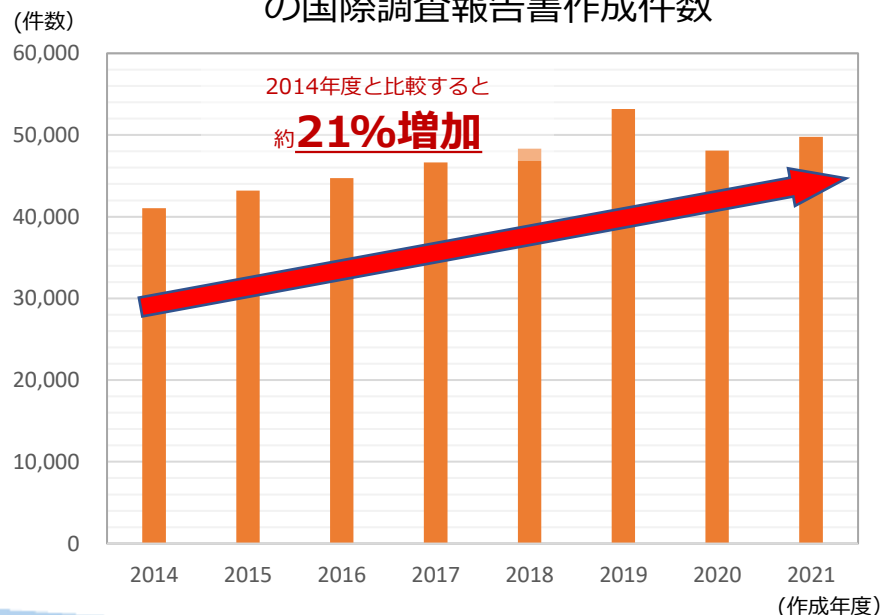
- 2014年以降、早期審査制度の利用拡充により、**未公開時点で審査が必要な案件数が増加**。
- 未公開案件の審査に関して、**保秘の観点から、情報セキュリティに関する運用の強化や研修実施等**を通じて、**情報セキュリティの向上に取り組んできたところ**。
- 審査負担の観点では、**未公開案件は検索外注を利用できず、相対的に審査負担が大きい状況**。
- 令和6年度には、**特許出願の非公開制度の導入に伴い、経済安保の観点から特に機密性の高い業務も発生**。

特許出願の非公開制度の円滑な運用に向けて、審査体制の強化が必要

特許出願の一次審査着手時における
未公開案件の割合



未公開段階で行われるPCT国際出願
の国際調査報告書作成件数



今後の特許審査において考慮すべき状況変化⑥

- **政府全体の施策において、スタートアップ、大学や地域中小企業に対する支援を通じ、日本全体のイノベーションの創出・経済活性化につなげていくことが求められている状況。**
- 特許庁としても、知財人材の手薄なスタートアップ、大学や地域中小企業に対しては、**審査段階でのプッシュ型支援**を通じて、迅速に質の高い特許権の創出に貢献することが必要。

まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月）には、
「地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現」を目指して、「地域資源・産業を活かした地域の競争力強化」するために、**地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援、継続的な地域発イノベーション等の創出等**を行うような取組を実施していくことが記載。

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月）には、
「**10兆円規模の大学ファンドを創設し**、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、**我が国のイノベーション・エコシステムを構築する**」ことが記載。

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月）には、
「起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、**知的財産の保護・活用の推進**、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。」ことが記載。

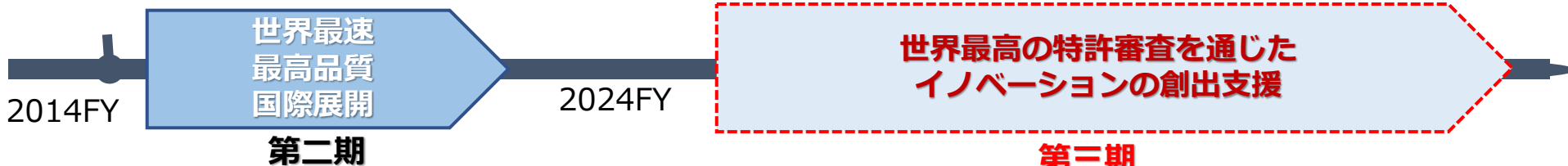
スタートアップにおける知的財産

- スタートアップの経営資源では、ヒト・カネ・情報が不足していることから、スタートアップの企業価値は革新的技術・アイデアに集約。
- スタートアップの成長には、革新的技術・アイデアにより（1）競争優位な収益を得る仕組みの構築、（2）資金調達を受ける際の優位性の確保、等が求められるため、**革新的技術・アイデア※を知的財産として迅速に保護し、国内外で活用していく必要。**
※例えば、AI関連発明等の融合技術等。
- すぐに使える特許を国内外で取得できるよう、**迅速かつ質の高い特許審査や国内外での活用につながる“プッシュ型支援”が不可欠。**



今後取り組むべき特許審査に関する施策について

知財政策に関する基本方針



施策1 FA10,STP14に向けた 迅速性の確保

FA10、STP14という世界最速の特許審査を確保し、真っ先に審査結果を海外庁に発信

施策2 質の向上

- 先行技術調査（特に外国語文献や非特許文献）の充実による品質向上
- 協議等を活用した均質性の高い審査

施策3 国際展開

日本の審査実務や運用を新興国等に浸透させることで、日本企業の国際展開を支援

施策4 任期付審査官の定員維持

これまでの施策の深化

施策1 特許審査のレジリエンス 向上による迅速性 (FA10,STP14) の堅持

技術の複合化・数的変動に対応しつつ、我が国が誇る世界最速の特許審査を堅持し、迅速な権利化を実現

施策2 質のさらなる向上

網羅的な先行技術調査、均質性の高い審査をベースに、出願人とも共創しつつ、世界に通用する「強く・広く・役に立つ権利」を創出

施策3 知財外交の推進

我が国発イノベーションの海外における保護・活用や、GX技術等に関する国際協力に向けて、審査官を通じて知財外交を推進

新たな施策の導入

施策4 特許出願の非公開制度の円滑な運用

特許審査官が担う業務として、一次審査に関する業務をはじめ、新たな業務が発生するところ、保秘の観点も踏まえつつ業務を着実に実施

施策5 スタートアップ、地域中小企業、大学等に対する審査官によるプッシュ型支援

知財人材等の資源が少ないスタートアップ、地域中小企業、大学等に対して審査段階でのプッシュ型支援を行い、イノベーションのより良い保護と活用を実現

- AIの活用による効率化と質の向上
- 出願構造の変化等に対応するための組織の柔軟性向上
- 必要なリソースの整備

**2024年度以降の施策を着実に実施するためには、
“長期的に安定した審査体制”
を整備することが不可欠。**